

体験活動や実践活動を通じた道徳教育

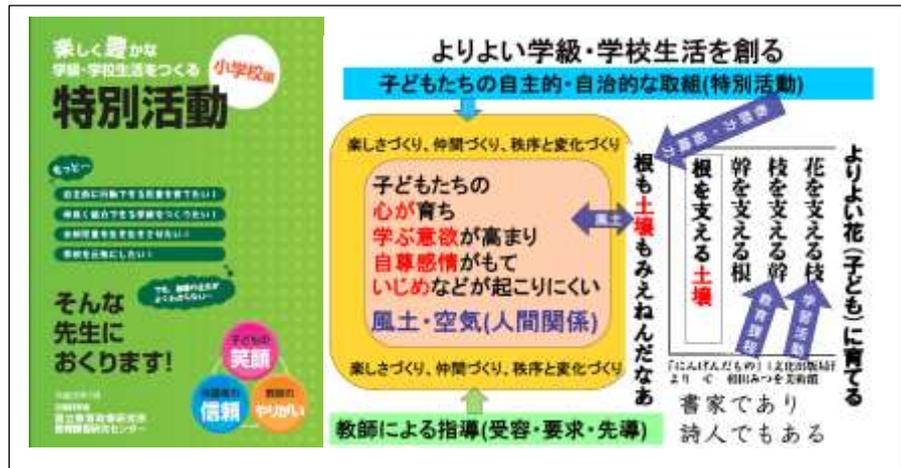
－特別活動の取組を中心に－

前文部科学省初等中等教育局 視学官

國學院大学人間開発学部 教授 杉 田 洋

1. 道徳教育が効果的に展開できる支持的風土を子供たちが創る

支持的風土とは、互いが支え合い、認め合い、個が生かされる風土であり、互いを監視し合ったり、攻撃し合ったりする防衛的風土とは逆の風土である。そして、支持的風土は、子供たちの心を育て、よりよくつなぎ、学習意欲も高める。このような支持的風土を、教師と子供が共に創る特別活動を積極的に活用したい。



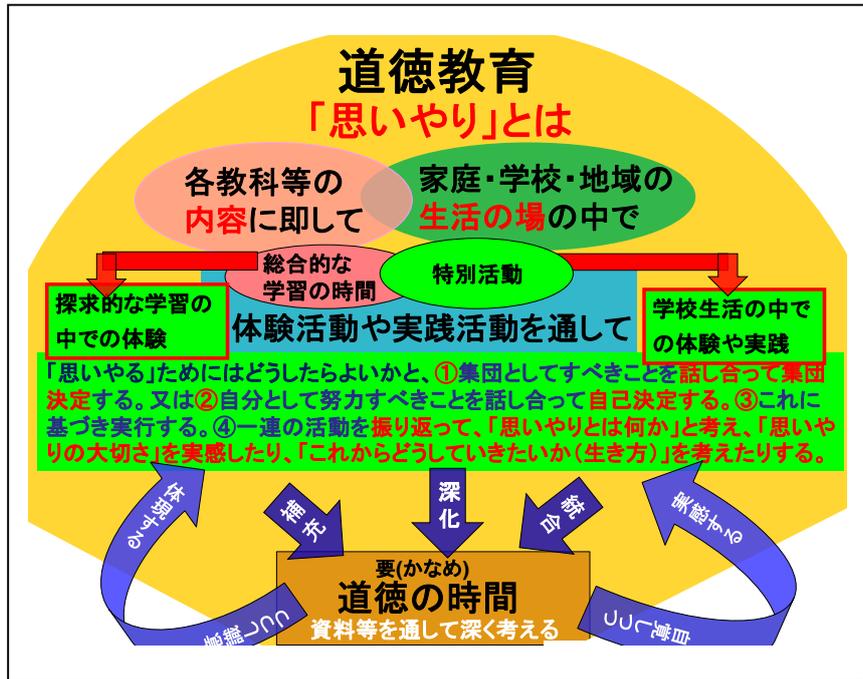
2. 道徳科の誕生と特別活動等における実践活動や体験活動への期待

今般の道徳の学習指導要領の一部改訂は、道徳の授業改善とともに、特別活動の重要性も強調している。例えば、平成22年12月26日に発表された「今後の道徳教育の改善・充実方策について(報告)」の中で、「特別活動の特質を十分に踏まえた上で、各学校において、特別活動と「特別の教科 道徳」(仮称)のそれぞれの役割を明確にしつつ、連携を一層密にした計画的な指導を行うことが求められる。」と示された。また、道徳科の学習指導要領においても、「(前略)特別活動等における多様な実践活動や体験活動も道徳科の授業に生かすようにすること」という文言も新たに規定された。さらには、学習指導要領解説の総説や総則においても、関連した記載もされている。※「[参考] 小学校学習指導解説総則編(抄)より抜粋(下線は杉田)を参照」

なお、学習指導要領に示された「発達の段階に即した道徳の重点」は、社会性や集団性に関わることが多い。これらは、日本の子供たちが特に失いつつあるものだが、望ましい集団活動を通して社会性や

集団性を育てようとする特別活動の果たす役割が特に大きい。

道徳科の授業では、各種の資料など教材を通して、例えば「思いやりとは何か」と考える学習を行っている。それに対し特別活動は、「思いやるために（提案理由）どうしたらよいか。（自治的活動）」とか、「思いやりの人間関係（「学級滑動(2)の題材」）などに基づき、その方法などを話し合っ



合って集団決定や自己決定をし、実際に態度や行動に表す。その上で、事後の振り返りの活動において、自分の経験や体験を例えにして「思いやりとは何か」とか「思いやりの大切さ」、「だから、これからは…」などと考えを述べられるよう、自己の生き方や人間としての生き方についての考えを深めたり、自覚したりできるようにしたい。総合的な学習の時間においては、例えば「福祉教育」などに関わる活動を通して、「お年寄りを取り巻く環境」ということについて探求的に学ぶ過程を通して、実際のお年寄りとの交流体験を通して得た実感をもとに「思いやり」に関する生き方についてまとめたり、考えられるようにしたりする。

いずれにしても、どんな実践活動も体験活動も、「一過性の活動」や「軽い活動」では、真に心を育てることはできない。大切なことは、「何度も体験する」、「繰り返し考え、実感する」など、一貫した継続した取組ができるようにしたい。また、「苦労を共にする」、「本気で向き合う」、「難しい問題に挑戦する」、「失敗から学ぶ」などを通して深い感動が得られるようにしたい。

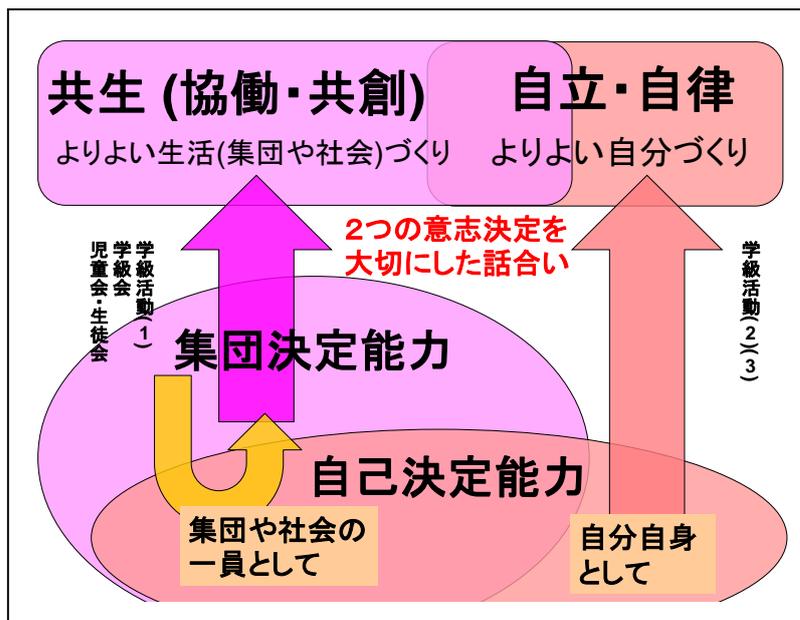
3. 集団決定・自己決定の言語活動（話し合い）と振り返りの活動の充実

特別活動では、前項で述べたように子供たちが実践するための「集団決定」や「自己決定」の2種類の意志決定を大切にしている。この点が道徳科との最も大きな違いであり、この意志決定とこれに即して行う「振り返り（内省）の活動」の関連的な指導が、特別活動における道徳的实践にとって重要なポイントになる。特に「自己決定能力」の育成に努力したい。

一般に「自己決定」は、子供には限界があり、成人になるに従ってその幅が拡大していくという考え方もある。そういう意味では、「自立する」とは、「他者決定」の割合を減らし、「自己決定」の振り合いを増やすことと言ってもよい。そして、自己決定をする際には、必ず内省(自律)が必要になる。

ある意味、「自立の道は自己決定能力を高めることにある」ということもできる。ただし、人間は、朝

起きてから寝るまで、何を食べるのか、何をやるのかなどの選択の連続で生活をしているが、このような軽い意志決定と自己決定とは区別したい。「自己決定」という場合、「この方法で、自分は精一杯努力するんだ」というような覚悟や決意が背景にある自分自身の成長に関わるような決定ととらえたい。具体的には、道徳科「A 主として自分自身に関すること」の内容を踏まえた「自己決定」と「振り返りの活動」を充実させたい。



また、自己決定には、周りの人々や集団や社会との関わりから判断すべき決定もある。例えば、安楽死のようなことについての判断は、自分だけで決定してよいということではない。少なくとも家族との話合いが必要である。また、発達の段階に即して自己決定に伴うリスク(自己責任や社会的な責任)などもしっかりと理解した上で判断ができるようにする必要がある。そのためには、学級会や児童会・生徒会などにおいて、集団決定したことに即し、集団の一員としての自己決定をする経験を積ませる必要がある。つまり、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」を踏まえて「集団決定」及び「集団決定に即した自己決定」と「振り返りの活動」を充実させたい。

なお、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の〔よりよい学校生活、集団生活〕の内容においては、特別活動における自治的な話合いと実践を充実させ、「折り合いを付ける」、合意する」、「建設的に考える」、「協働して成し遂げる」などの思考力や実践力を育てるとともに、道徳科の授業と効果的に関連を図りたい。その際、今後の話合い活動では、特に「なぜこの活動をするのか(提案理由)」や「なんのために話し合うのか(話合いのめあて)」など、その活動がもつ道徳的価値を明確に意識できるようにする必要がある。その上で、このことを子供たちがより自覚的、意識的に受け止め、その実現のための活動に取り組めるようにしたい。また、それら一連の活動を道徳的視点から振り返ったり、そこでの経験を道徳科の授業の導入等で活用したりするなど、効果的な関連について研究を深めたい。

なお、特別活動における子供への直接的な評価は、減点評価ではなくその子のよさや可能性を引き出し、認め、価値付けするような加点評価に徹したい。子供たちは、教師から期待し、要求される中で、「明朗性」とか「誠実さ」、「真面目さ」や「粘り強さ」、「責任感」や「協調性」などを発揮する。それらをしっかりと見とって価値付けするのである。教師の仕事は、そのような潜在的なよさを引き出し、付加価値をつけ、自信をもたせることにある。特に、日本を日本たらしめている本質とも言える「寛容性」や「謙虚さ」などを引き出し、価値づけることは、日本人らしさを追求することにもなる。

4. 教育は人間と人間との関係の上に成り立つ、明日への希望が人を育てる

人間と書いて「人間」と読む。まさに、人と人との間でよりよく生きていくことが「人間としてのよりよい生き方」である。「人は人によって人になる」、オオカミが育てた人間は完全な人間にはならなかった。「人間は人間にしか育てられない」のであり師は誰でもよいということではない。そこにいる教師が、その人なりの人間としてのよさ発揮して教育が行われているのである。そういう意味では、教師自身が人間としてよりよく生きる先頭に立ち、その姿を見せ続けることが大切である。

また、教師が様々な指導を行うことも大事であるが、子ども自身が「よりよい人間になりたい」、「正しく生きたい」などの思いや願いをもてるようにしなければ真の教育にはならない。だから、「教える」とか「させる」というだけではなく、子どもたちが「したい」とか「なりたい」などと意志決定し、行動できるようにすることが大事である。

人間は、希望を失ったら成長に向かおうとする心のエネルギーも、行動のエネルギーも湧いてこない。人間は、希望があるからこそ内省もし、さらなる努力もするのである。まさに、「明日への希望が人を育てる」のであり、教師は、常に子どもたちに「夢と希望」を与え続ける存在でなければならない。

「人間は人間の中で育つ」。だからこそ教師は、子どもたちがその大半を過ごす学校や学級などの各種の集団を、人間としてよりよく育つ水槽や土壌にしておく必要がある。特に、学校全体の土壌づくりとしては、異年齢交流活動を効果的に指導することも重要である。その役割の中心は教師（大人）にあるが、子どもたち自身にもその土壌づくりに主体的に参画できるようにしていくことが特別活動の役割である。そのような主体的で協働的な暮らしづくりは、アクティブ・ラーニングの教科指導にも生きて働く。生活づくりも授業づくりも、子どもを中心において考える指導観を大事にしたい。

人間と書いて「人間」と読む
人間は、一人では生きていけない
教育は、人間と人間との関係の上に成り立つ
人は人によって人になる
人間は、人間にしか育てられない
人間は、人間の中で育つ(子どもは子どもの世界で育つ)

おわりに 「恕」

教師の仕事を端的に言えば、子どもたちの自立（自律）と成長を願って「期待し、励まし、その頑張りをしっかりと見とって、価値付けをする」の繰り返しである。期待もせず、要求だけをして子どもは頑張らない。だからこそ、たとえ成果が上がらなかったり、うまくいかなかったりしても、ただ責めるだけでなく、すべてを許し、また一から期待することから始められるようにしたい。そうすることで、また、特別活動においても、自主的、実践的な態度を育てることができる。そして、このような自主的、実践的な態度(意志決定)は、すべての教育の根幹を為す態度にもなる。

各学校には、このような特別活動の役割を重く受け止めてもらいたい。そして、「心を育て、つなぐ特別活動」、「自主性が育つ特別活動」になっているか再点検をしてもらいたいと思う。

[参考] 小学校学習指導要領解説総則編(抄)より抜粋(下線は杉田)

第1章 総説

3 改訂の要点

(2) 「総則」改善の要点

ウ 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

(ウ) 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験の充実とともに、 道徳教育がいじめの防止や安全の確保等に資するよう留意することを示したこと。

第3章 教育課程の編成及び実施

第1節 教育課程編成の一般方針

2 道徳教育(第1章第1の2)

(2) 道徳教育の目標(第1章第1の2の中段)

イ 自己の生き方を考える

人格の基盤を形成する小学校の段階においては、児童自らが自己を見つめ、「自己の生き方」を考えることができるようにすることが大切である。「自己の生き方」を考えると、児童一人一人が、よりよくなるようとする自己を肯定的に受け止めるとともに、他者との関わりや身近な集団の中での自分の特徴などを知り、伸ばしたい自己について深く見つめることである。またそれは、社会の中でいかに生きていけばよいのか、国家及び社会の形成者としてどうあればよいのかを考えることにもつながる。

ウ 主体的な判断の下に行動する

児童が日常の様々な道徳的な問題や自己の生き方についての課題に直面したときに、自らの「主体的な判断の下に行動」することが重要である。「主体的な判断の下に行動」とは、児童が自立的な生き方や社会の形成者としての在り方について自ら考えたことに基づいて、人間としてよりよく生きるための行為を自分の意志や判断に基づいて選択し行うことである。またそれは、児童が日常生活での問題や自己の生き方に関する課題に正面から向き合い、考え方の対立がある場合にも、自らの力で考え、よりよいと判断したり適切だと考えたりした行為の実践に向けて具体的な行動を起こすことである。

エ 自立した人間として他者と共によりよく生きる

「自立した人間」としての主体的な自己は、同時に「他者と共に」よりよい社会の実現を目指そうとする社会的な存在としての自己を志向する。このように、人は誰もがよりよい自分を求めて自己の確立を目指すとともに、一人一人が他者と共に心を通じ合わせて生きようとしている。したがって、他者との関係を主体的かつ適切にもつことができるようにすることが求められる。

オ そのための基盤となる道徳性を養う

こうした思考や判断、行動などを通してよりよく生きるための営みを支える基盤となるのが道徳性であり、道徳教育はこの道徳性を養うことを目標とする。道徳性は、人間としての本来的な在り方やよりよい生き方を目指して行われる道徳的行為を可能にする人格的特性であり、人格の基盤をなすものである。それはまた、人間らしいよさであり、道徳的価値が一人一人の内面において統合されたものと言える。学校教育においては、特に道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践を主体的に行う意欲と態度の育成を重視する必要があると考えられる。

第6節 道徳教育推進上の配慮事項

1 道徳教育の指導体制と全体計画

(3) 各教科等における指導の基本方針

サ 総合的な学習の時間

総合的な学習の時間では、児童が横断的、総合的な学習や探究的な学習を通して、多様な道徳的価値を含んだ現代社会の課題などに取り組み、これらの学習が自己の生き方を考えることにつながっていくことになる。また、横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、主体的に判断して学習活動を進めたり、粘り強く考え解決しようとしたりする資質や能力、自己の目標を実現しようとしたり、他者と協調して生活しようとしたりする態度を育てることにもつながるものである。

シ 特別活動

特別活動の目標には、心身の調和のとれた発達と個性の伸長、自主的、実践的な態度、自己の生き方についての考え、自己を生かす能力など道徳的価値に関わる内容が多く含まれており、道徳教育との結び付きは極めて深い。とりわけ、特別活動における学級や学校生活における望ましい集団活動や体験的な活動は、日常生活における具体的な道徳的行為や習慣の指導をする重要な機会と場であり、道徳教育に果たす役割は大きい。

具体的には、自分勝手な行動をとらずに節度ある生活をしようとする態度、自己の役割や責任を果たして生活しようとする態度、よりよい人間関係を築こうとする態度、みんなのために進んで働こうとする態度、自分たちで約束をつくって守ろうとする態度、目標をもって諸問題を解決しようとする態度、自己のよさや可能性に自信をもち集団活動を行おうとする態度などは、集団活動を通して養いたい道徳性に関わるものである。

特に、学級活動の内容に示した〔第1学年及び第2学年〕の「仲良く助け合い学級生活を楽しくすること」ことや〔第3学年及び第4学年〕の「協力し合って楽しい学級生活をつくる」こと、〔第5学年及び第6学年〕の「信頼し支え合って楽しく豊かな学級や学校の生活をつくる」ことは、第3章特別の教科道徳の第2に示す「B 主として人との関わりに関すること」や、「C 主として集団や社会との関わりに関すること」の内容項目と関連が深い。また、学級活動の指導計画の作成に当たっては、「第1章総則の第4の3の(2)に示す道徳教育の重点などを踏まえ」ることと示している。このように学級活動においては、〔共通事項〕の(1)の「学級や学校の生活づくり」の内容として、学級や学校に

おける生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりや仕事の分担処理、学校における多様な集団の生活の向上を示している。

この活動は、児童がよりよい生活を築くために、諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、自治的な活動である。このような児童による自発的、自治的な活動は、望ましい人間関係やよりよい集団の形成に参画する態度などに関わる道徳性を養うことができる。

また、学級活動の〔共通事項〕の(2)の「日常の生活や学習への適応及び健康安全」の内容としては、希望や目標をもって生きる態度の形成、基本的な生活習慣の形成や望ましい人間関係の形成、清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解、学校図書館の利用、心身ともに健康で安全な生活態度の形成、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成を示している。これらのことについて、自らの生活を振り返り、自己の目標を定め、努力して健全な生活態度を身に付けようとすることは、道徳性を養うことと密接な関わりがある。

そのほか、児童会活動においては、異年齢の児童が学校におけるよりよい生活を築くために、諸課題を見だし、これを自主的に取り上げ、協力して解決していく自発的、実践的な活動が行われる。児童会活動は、異年齢による望ましい人間関係の形成やよりよい学校生活づくりに参画することに関わる道徳の内容が含まれている。

クラブ活動においては、異年齢の交流を深め、協力して共通の興味・関心を追求する自発的、自治的な活動が行われる。クラブ活動における、異年齢による望ましい人間関係の形成や個性の伸長、よりよいクラブ活動づくりに参画することなどは、道徳の内容と広く関わっている。

学校行事においては、特に、ボランティア精神を養う活動や自然の中での集団宿泊体験、幼児、高齢者や障害のある人々などとの触れ合いや文化、芸術に親しむ体験を通して、望ましい人間関係、自律的態度、心身の健康、協力、責任、公德心、勤労、社会奉仕などに関わる道徳性を養うことができる。

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止（第1章第4の3（3））

(1) 学校や学級内の人間関係や環境

児童の道徳性は、日々の人間関係の中で養われる。学校や学級における人的な環境は、主に教師と児童及び児童相互の関わりにおいて形成される。

また、教室や校舎・校庭などの物的な環境は、人的な環境とともに児童の道徳性を養うことに深く関わっている。児童が学級や学校を学習し生活する場として自覚するための環境整備に努めることが求められる。

イ 児童相互の人間関係

児童相互の人間関係を豊かにするには、相互の交流を深め、互いが伸び伸びと生活できる状況をつくることが大切である。児童一人一人が互いに認め合い、励まし合い、学び合う場と機会を意図的に設けるとともに、教師は児童の人間関係が常に変化していることに留意しつつ、座席換えやグループ編成の在り方などについても適切に見直しを図る必要がある。また、異学年間の交流を図ることは、児童相互による道徳教育の機会を増すことになる。

ウ 環境の整備

児童の道徳性を養う上で、人的な環境とともに物的な環境も大切である。具体的には、言語環境の充実、整理整頓され掃除の行き届いた校舎や教室の整備、児童が親しみをもって接することのできる身近な動植物の飼育栽培、各種掲示物の工夫などは、児童の道徳性を養う上で、大きな効果が期待できる。各学校や各学級においては、計画的に環境の充実・整備に取り組むとともに、日頃から児童の道徳性を養うという視点で学校や教室の環境の整備に努めたい。

また、学校や学級の環境の充実・整備を教職員だけが中心となって進めるだけでなく、児童自らが自分たちの学級や学校の環境の充実・整備を積極的に行うことができるよう、特別活動等とも関連を図りながら指導することも大切である。

(2) 豊かな体験の充実

集団生活を通して協力して役割を果たすことの大切さなどを考える集団宿泊活動、社会の一員であるという自覚と互いが支え合う社会の仕組みを考え、自分自身をも高めるためのボランティア活動、自然や動植物を愛し、大切にす
る心を育てるための自然体験活動など、様々な体験活動の充実が求められている。各学校においては、学校の教育活動全体において学校の実情や児童の実態を考慮し、豊かな体験の積み重ねを通して児童の道徳性が養われるよう配慮することが大切である。その際には、児童に体験活動を通して道徳教育に関わるどのような内容を指導するのか指導の意図を明確にしておくことが必要であり、実施計画にもこのことを明記することが求められる。

さらに、地域社会の行事への参加も、幅広い年齢層の人々と接し、人々の生活、文化、伝統に親しみ、地域社会に対する愛着を高めるだけでなく、地域社会への貢献などを通じて社会に参画する態度を育てるなど、児童にとっては道徳性を養う豊かな体験となる。具体的には、学校行事や総合的な学習の時間などでの体験活動として、自治会や社会教育施設など地域社会の関係機関・団体等で行う地域社会振興の行事や奉仕活動、自然体験活動、防災訓練などに学校や学年として参加することなどが考えられる。その場合には、その行事の性格や内容を事前に把握し、学校の目標や年間の指導計画との関連を明確にしなが児童の豊かな体験が充実するよう進めることが大切である。

(3) 道徳教育の指導内容と児童の日常生活

道徳教育で養う道徳性は、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となるものである。日常生活においても、人から言われるからといった理由や周りのみんながしているからといった理由ではなく、物事を多面的、多角的に考え、自らの判断により、適切な行為を選択し、実践するなど、道徳教育の指導内容が児童の日常生活に生かされるようにすることが大切である。

特に、いじめの防止や安全の確保といった課題についても、道徳教育や道徳科の特質を生かし、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことで、児童がそれらの課題に主体的に関わることができるようにしていくことが大切である。

ア いじめの防止

いじめは、児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、ともすると不登校や自殺などを引き起こす背景とも

なる深刻な問題である。子供から大人まで、社会全体でいじめの防止等の指導を充実させていく必要がある。その対応として、いじめ防止対策推進法が公布され、平成25年9月から施行されている。各学校では、いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定め、いじめの防止及び早期発見、早期対応に学校が一丸となって取り組むことが求められている。

いじめの防止等と道德教育との関連を考えた場合、同法第15条の中に「児童等の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図らなければならない」と示されている。

すなわち、道德教育においては、道德科を要とし、教育活動全体を通して、生命を大切にする心や互いを認め合い、協力し、助け合うことのできる信頼感や友情を育むことをはじめとし、節度ある言動、思いやりの心、寛容な心などをしっかりと育てることが大切である。そして、学んだことが、日々の生活の中で、よりよい人間関係やいじめのない学級生活を実現するために自分たちにできることを相談し協力して実行したり、いじめに対してその間違いに気づき、友達と力を合わせ、教師や家族に相談しながら正していこうとしたりするなど、いじめの防止等に児童が主体的に関わる態度へとつながっていくのである。

なお、道德教育の全体計画を立案するに当たっても、いじめの防止等に向けた道德教育の進め方について具体的に示し、教職員の共通理解を図ることが大切である。

これらのことを踏まえ、第1学年及び第2学年で、「自分の特徴に気付くこと」や「自分の好き嫌いとらわれないで接すること」、第3学年及び第4学年で、「自分の考えや意見を相手に伝えるとともに、相手のことを理解し、自分と異なる意見も大切にすること」や「誰に対しても分け隔てをせず、公正、公平な態度で接すること」、第5学年及び第6学年で、「よりよく生きようとする人間の強さや気高さを理解し、人間として生きる喜びを感じる」とについて、新たに内容項目を追加した。

イ 安全の確保

児童自身が日常生活全般における安全確保のために必要な事項を実践的に理解し、生命尊重を基盤として、生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培うとともに、進んで安全で安心な社会づくりに参加し貢献できるような資質や能力を育てることは、次世代の安全文化の構築にとって重要なことである。

道德教育においては、自律的に判断することやよく考えて行動し、節度、節制に心掛けることの大切さ、生きている喜びや生命のかけがえのなさなど生命の尊さの自覚、力を合わせよりよい集団や社会の実現に努めようとする社会参画の精神などを深めることが、自他の安全に配慮して安全な行動をとったり、自ら危険な環境を改善したり、安全で安心な社会づくりに向けて学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献したりするなど、児童が安全の確保に積極的に関わる態度につながる。交通事故及び犯罪、自然災害から身を守ることや危機管理など安全に関する指導に当たっては、学校の安全教育の目標や全体計画、各教科等との関連などを考えながら進めることが大切である。